

項目		転入（市外から厚別区へ）	札幌市内・厚別区内での転居	転出（厚別区から市外へ）	窓口	担当	
住民登録 (住民票の異動)		転入後14日以内に転入届を提出。 転出証明書、届出人を確認できるもの ※新住所は、○番○号、または○番地○（枝番）まで、マンション等の場合は名称、部屋番号まで確認の上、届け出をしてください。	新住所地の区役所で、転居後14日以内に転入・転居届を提出。 届出人を確認できるもの	転出先の住所を確認して転出届を提出。 ⇒厚別区で転出証明書を発行します。 届出人を確認できるもの	1 階 ⑥番	戸籍住民課	
印鑑登録		必要な方は、新規登録申請。 登録する印鑑、本人を確認できるもの（事前に戸籍住民課までお問い合わせください）	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	印鑑登録証を返還又は自分で破棄。 ⇒登録は、転出届により自動的に廃止となります。			
転校 (小・中学校)		入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校で手続きをしてください。		今までの学校から在学証明書をもらい、転出先の市町村で手続き。			
国民健康保険		加入される方は、転入後14日以内に加入手続き。 金融機関口座がわかるもの、金融機関にお届けの印鑑	新住所地の区役所で、転居後14日以内に住所変更の届け出。 保険証	転出前に脱退の届け出。 保険証	1 階 ⑨番	保険年金課	
国民年金	加入者	住民異動届により手続きされたことになります。		第1号被保険者と任意加入者は新住所地で住所変更の届け出をしてください。	1 階 ⑩番		
	受給者	年金の種類によって手続きが異なります。詳細は、新さっぽろ社会保険事務所 ☎892-9310か保険年金課へ。					
介護保険		加入手続き。 65歳以上の方、前住所地で介護の認定を受けていた方や新たに認定申請される方。 受給資格証明書	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。保険証または資格者証の差し替え。 保険証または資格者証	転出前に資格喪失手続き。 認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 保険証または資格者証	1 階 ⑨番		保健福祉課
児童手当		新たに認定の手続き。 所得証明、健康保険証、請求者の銀行口座を確認できるもの	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	転出前に、受給事由消滅届の提出。 転出証明書	2 階 ③番		
児童扶養手当 特別児童扶養手当		住所変更の届け出。 手当証書	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 手当証書	住所変更の届け出（新住所地で住所変更の届け出が必要）。 手当証書	2 階 ④番		
各種医療費の助成 (乳幼児・老人・重度心身障害・ひとり親家庭等)		新たに申請手続き。 所得証明、健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳 詳細は保健福祉課へ。	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 受給者証	転出前に受給者証の返還。	2 階 ②・③番		
身体障害者手帳 療育手帳		住所変更の届け出。 手帳、印鑑	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 受給者証	福祉乗車証などの返還（新住所地で住所変更の届け出が必要）。 ※このみ1階⑭番窓口へ。	1 階 ⑬番		
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当		住所変更の届け出。 印鑑、世帯全員の住民票、身体障害者手帳、療育手帳	新住所地の区役所で、住所変更の届け出。 印鑑、世帯全員の住民票、身体障害者手帳、療育手帳	転出の届け出（新住所地で住所変更の届け出が必要）。 印鑑			
敬老手帳 (65歳以上の方)		新たに申請手続き。 保険証など生年月日を確認できるもの	手帳に新住所をご記入ください。	敬老手帳の返還。	1 階 ⑭番		
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)		住民異動届提出後、所定の時期に案内通知を送付します。	そのまま利用できます。	返還は不要です。			
固定資産税		土地、家屋などの資産が所在する市区町村で、住所変更の届け出（電話・はがきでも可能です）。				2 階 ⑥番	課税課
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	新たに登録手続き。 印鑑、廃車証明書、届出人を確認できるもの	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	廃車届の提出。 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、届出人を確認できるもの			
	軽自動車 二輪車	軽自動車……………新住所地の軽自動車協会で行う。 軽二輪車(125cc超250cc以下)…………… 小型二輪(250cc超)……………新住所地の運輸支局で手続き。					

広告欄